

尾花沢市農地賃借料情報（令和5年分）

この賃借料情報は、令和5年1月から12月までに締結（公告）された実勢賃借料により算出したものです。（農地法第52条に基づく公表）

この農地賃借料情報は、目安としてお示しするものです。

農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定してください。

また、賃借料は金銭以外（現物等）の支払いも可能です。

1. 田（水稻）の部

（10a）

基 盤 整 備 地 域	締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額
	尾花沢地区	13,100 円	20,000 円	9,400 円
	福原地区	11,900 円	18,100 円	5,300 円
	宮沢地区	13,800 円	18,100 円	5,000 円
	玉野地区	13,600 円	20,000 円	5,100 円
	常盤地区	10,800 円	15,700 円	10,000 円
未整備地域 尾花沢市全体（参考）		9,800 円	16,400 円	3,400 円

2. 畑の部 （賃借料）

（10a）

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額
未整備地域 尾花沢市全体（参考）	5,200 円	6,100 円	3,000 円

- 賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるものは、特殊な取引と推測し集計から除いています。
- 集計結果の100円未満は、切り捨てしています。
- 「平均額」は、データ数による加重平均の値です。

- ◆ 農地に関する諸手続き（許可申請など）は、毎月10日が締切です。（10日が閉庁日の場合は直前の開庁日）
- ◆ 農地に関することは、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。